

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果の公表について

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）附則第3条第3項で準用する同法第9条の規定に基づき、金沢市内の「要緊急安全確認大規模建築物」の所有者から報告がありました耐震診断の結果を公表します。なお、市の所有する12施設は耐震改修済みです。

「要緊急安全確認大規模建築物」とは昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された建築物で、不特定かつ多数の者が利用する建築物、避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物などのうち一定規模以上の大規模なものです。規模要件については別表のとおりです。

建築物の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果と附表を照らし合わせてご確認ください。

地震に対する安全性の評価は、次の評価区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに区分されます。

◆ 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の区分

- Ⅰ：地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い
- Ⅱ：地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある
- Ⅲ：地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い

※震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示します。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされています。

別表

要緊急安全確認大規模建築物の規模要件

用途	対象建築物の規模※	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む)	
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上	
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上	
病院、診療所		
劇場、観覧場、映画館、演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を含む店舗	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上	
ホテル、旅館		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
幼稚園、保育園	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上	
博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上	
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)

※面積は床面積の合計を示す